

報告第11号

令和4年度京田辺市水道事業会計予算の繰越について

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和4年度京田辺市水道事業会計予算を繰越し、繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月9日 提出

京田辺市長 上 村 崇

